

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人佐野学園
②設置大学名称	神田外語大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	043-273-1322
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 3 月 5 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 3 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.kandagaigo.ac.jp/kuis/main/about/governance/">https://www.kandagaigo.ac.jp/kuis/main/about/governance/</a>
⑧本協会による公表	承諾する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念に基づく使命（ミッション）を定め、ウェブサイト等を通じて学内外に周知している。教育研究上の目的については学則および大学院学則に明示し、公表している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部の学生便覧においてディプロマ・ポリシーを明示するとともに、カリキュラム表により学修目標達成までの体系的な学びの道筋を示している。 さらに、学生の学修成果、授業の運営状況および学修環境の点検を毎年度実施し、その結果を教育内容および方法の改善に反映させている。これにより、3つのポリシーの実質化と教育の質保証・質向上を継続的に推進している。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長を支える体制として副学長および学長補佐を配置し、それぞれの担当分野および役割を明確にしている。また、大学執行部会議、大学評議会、教授会について規程上その権限と役割を明確化し、教育研究および大学運営に関する重要事項について審議・意見具申を行う体制を整備している。これにより、意思決定過程の透明性および適正性を確保している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教学、学生支援、質保証、FD 等に関する主要委員会を設置し、教員および職員が構成員として参画している。課題の共有、施策立案、実行、検証までを組織的に行う体制を整備している。 教員と職員の適切な役割分担と連携により、実効性の高い意思決定および改善活動を推進している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	入職年次の浅い教員に対しては、所属学科教員による授業参観およびフィードバック体制を整備し、継続的な教育力向上を支援している。 また、FD 委員会主催による授業見学会やFD 講演会を毎年度実施しており、教員のみならず職員も参加可能としている。FD とSD を連動させた取組を通じ、教育の質向上と組織全体の能力向上を図っている。位置付けるとともに、SD の機会としても有効に活用している。

## 原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	6年間の計画期間とする中期経営計画を策定し、教職協働体制のもとで推進している。計画には認証評価結果等も反映させている。策定当初はデータ活用やステークホルダーの意見の反映方針が明確とは言えなかったが、その後教学マネジメント体制を整備し、学修成果データや各種調査結果等の蓄積を進めている。次期計画策定においては、これらのエビデンスを体系的に活用する方針を明確化し、更なる実効性向上を図る予定である。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	中期経営計画の進捗状況は毎年度確認し、大学執行部会議等で共有している。また、質保証関連会議や教授会においても報告し、全学的な理解とコミットメントの醸成を図っている。さらに、環境変化を踏まえ計画の見直しも実施している。現時点では学外への体系的な進捗公表は十分とは言えないため、今後は内容を整理・精選したうえで公表方法を検討し、透明性の向上に努める。

## 原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	現職英語教員を対象とした大学院プログラムや履修証明プログラムを開設している。また、千葉県からの要請に応え、小中高の教員を対象とした夏期研修や千葉市の公民館等に教員を派遣した公開講座を実施するなど、教育研究成果を地域社会へ還元している。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	行政との連携協定に基づき、外国にルーツを持つ児童生徒支援、地域課題調査、防災関連事業等に取り組んでいる。外国人児童生徒等教育相談員の派遣・四街道市における外国人県民の調査・災害時外国人支援学生インフルエンサー養成講座の開催など、地域社会の課題解決に資する活動を継続的に推進している。

## 原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	複数の専門カウンセラーを配置し、英語のカウンセリングにも対応する事で、多様な背景を持つ学生、教職員への支援体制を整備している。また、障害学生支援に関する規程および方針を整備し、合理的配慮の提供

	体制を確立している。
<b>実施項目 2-2②</b>	<b>説明</b>
役員等への女性登用の配慮	評議員 1 名、および管理職 8 名の女性登用を行っている。今後も多様性の観点から役員・管理職構成の充実を図る。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-1①</b>	<b>説明</b>
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為に基づき、理事の責務を踏まえた適切な人材を選任している。選任過程の透明性確保に努めている。
<b>実施項目 3-1②</b>	<b>説明</b>
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	私立学校法及び寄附行為に基づき、透明性のある運営を確保している。
<b>実施項目 3-1③</b>	<b>説明</b>
理事への情報提供・研修機会の充実	法改正等に際して説明機会を設けるとともに、理事会において、審議・諮問事項のみならず必要な情報提供を行っている。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<b>実施項目 3-2①</b>	<b>説明</b>
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為に基づき、透明性のある選任を行っている。
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事と内部監査室との情報共有を行う会議を定期的実施している。また、監査計画等について、情報共有・意見交換も適宜実施している。
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、各関係部署及び内部監査室が連携して情報共有を行っている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-3①</b>	<b>説明</b>
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為に基づき、透明性のある選任を行っている。

実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為に基づき、透明性のある選任を行っている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	法改正等に際して説明機会を設けるとともに、評議員会において、審議・諮問事項のみならず必要な情報提供を行っている。

#### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	大規模地震マニュアルを整備し、防災訓練や備蓄整備を実施している。防災委員会が中心になり、教職学協働で進めている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	諸規程整備および内部通報窓口の設置等、法令遵守体制を確立している。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	HP 上の情報公表ページや学報などの広報誌にて、法令に基づく情報を適切に公表している。今後も分かりやすい情報提供に努める。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ポータル等を活用し、受験生・地域社会に向けた情報発信を行っている。今後もステークホルダーの理解促進に資する発信を強化する。

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明